

# 確 認 書

令和 年 月 日

私は、令和 年 月 日付けの農地法第3条許可申請に先立ち、農地法第3条第2項の内容について確認しました。

【譲受人】住所

氏名

印

## 【農地法第3条第2項】

前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。（後略）

(1号) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(解説) 農地の権利を取得しようとする者又は世帯員等が、農業に必要な機械の所有状況や農作業に従事する者の人数及び技術からみて、農地の全てを効率的に利用すると認められることが必要です。

(2号) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利(※)を取得しようとする場合

(3号) 信託の引受けにより第一号に掲げる権利(※)が取得される場合

(4号) 第一号に掲げる権利(※)を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(解説) 農地の権利を取得しようとする者又は世帯員等が、農作業に常時従事すると認められることが必要です。(原則、年間150日以上 of 農作業)

(5号) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合

(6号) 第一号に掲げる権利(※)を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(解説) 農地の権利を取得しようとする者又は世帯員等が、権利取得後に行う農業の内容並びに農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる必要があります。

※ 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利